

令和 6 年度

東近江市農業委員会
第 12 回（3 月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日（月）午前9時30分から午前11時40分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室
3. 出席委員 37人 欠席委員 3人

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	欠	24	出
5	出	25	欠
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	欠	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長(会長)	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 事業計画変更承認申請について
- 議案第5号 非農地証明書交付申請について
- 議案第6号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）について

- 議案第 8 号 東近江市農業振興地域整備計画の一部変更について
 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告について
 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の報告について
 報告第 3 号 2 アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について
 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
 報告第 5 号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参 事	出	主 事	出
主 幹	出		

農業水産課

係 長	出		
主 事	出		

6. 会議の内容

議 長 それではただ今から、令和 6 年度 第12回（3 月期）月例総会を開会致します。
 現在の出席者数は37名、欠席者数は 3 名（〇〇〇〇委員、〇〇〇委員、〇〇〇
 〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
 議席番号 6 番〇〇〇〇〇委員、7 番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

最初に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。
 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お疲れさまです。
 それでは議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について農地法
 第 3 条第 1 項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり
 申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書 2 ページを御覧ください。
 番号 1 について、議案書の記載のとおり、市子殿町地先の農地 1 筆面積 803 平
 方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
 譲渡人の高齢化による経営規模縮小により、譲受人が譲渡人からの要望もあり

経営面積を拡大されます。

番号2について、議案書の記載のとおり、種町地先の農地1筆面積145平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が譲渡人の営農を引き継いで農地の管理をされます。また、ブルーベリーを新たに作付けされるために、土壌整備に春先から取り掛かる準備をしていると聞いています。

番号3について、議案書の記載のとおり、小川町地先の農地2筆合計面積1,224平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営規模縮小により、譲受人が譲渡人からの要望もあり経営面積を拡大されます。

番号4について、議案書の記載のとおり、福堂町地先の農地2筆合計面積1,464平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営規模縮小により、譲受人が譲渡人からの要望もあり経営面積を拡大されます。

議案書3ページを御覧ください。

番号5について、議案書の記載のとおり、乙女浜町地先の農地1筆面積312平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

番号6について、議案書の記載のとおり、小田苧町地先の農地1筆面積1,081平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人は農地所有適格法人として、既に利用権を設定されて耕作をされていますが、譲渡人の要望により今回、所有権移転されます。

番号7について、議案書の記載のとおり、山上町地先の農地1筆面積207平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人は近隣宅地を購入され、1年ほどかけてリフォームをしながら転入に向けて準備されています。住環境が整うまでは、車で1時間ほどであるため、通作される計画で今月、許可がいただけましたらすぐに土壌改良作業をはじめると聞いています。

番号8について、議案書の記載のとおり、小倉町地先の農地3筆合計面積4,057平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

議案書4ページを御覧ください。

番号9について、議案書の記載のとおり、蛇溝町地先の農地1筆面積991平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人は譲渡人の要望を受けて経営面積を拡大されます。今回の対象農地は畑地であることから栗を作付けされる計画です。

番号10について、議案書の記載のとおり、今崎町地先の農地2筆合計面積1,979平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の高齢化に伴い経営面積の縮小を希望され、譲受人が引き継いで水稻を営農、経営面積を拡大されます。

番号1の譲受人の取得後における耕作面積が50アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

また、番号2及び番号7の農地を初めて取得されることについては、営農計画書の内容については、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれること、農業に必要な知識や技術を知人等から教授してもらいつつ、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

そして、番号5の譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が宅地化（倉庫及び住宅が建っている）していることから、農地法第4条等の転用許可の申請ができていない状態ではありますが、速やかに是正申請をする旨の確約書を提出いただいています。

番号8の譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が山林化しつつある状況であるため、速やかに農地復元をする旨の確約書を提出いただいています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、1番から10番までを一括して何かご意見はございますか。

よろしいですか。

意見がないようですので、採決に移ります。

本案について、承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議

題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
議案書の5ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。

本件は、川合町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積268平方メートルの土地を農業用倉庫及び車庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の夫が50年以前から農業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、申請人が申請地を相続し、土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の隣接地に農地を所有しており、農機具等の保管場所が必要であり、また、近接する住宅に駐車スペースが無いため、家族用の駐車場が必要であり、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、農機具置き場及び自家用車3台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透及び東西にある側溝で処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるとなっております。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、甲津畑町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地2筆、合計面積382平方メートルの土地を庭として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人の先代が現在から40年以前から住宅の庭として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

また、申請人が申請地を相続し、土地を整理していたところ農地法の許可を受けていないことが判明したため、本申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の隣接地が実家であり、現在も管理のために定期的に訪れており、庭部分についても今後も管理して利用していきたいと考え、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、引き続き庭として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるとなっております。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号3について御説明いたします、

本件は、建部上中町に居住する者が、同町地先の農地2筆、合計面積273平方メートルの土地を倉庫及び庭として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、申請者の先代が明治大正時代から織物業兼農業をされていましたが、申請地に倉庫を建ててしまい、また、敷地内の庭として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は相続をした時点で現在の形となっていますが、土地の整理をするために申請されました。

土地の利用計画につきましては、引き続き倉庫及び庭として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため、造成等を行わず、雨水については、敷地内の吸込槽で処理されます。

申請地は、第3種農地であり、原則許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

いずれの案件についても、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

17 番 番号1の場所は近江鉄道京セラ駅前の信号を竜王町の方角に向かい最初に信号コンビニがあるところを左折し少し行ったところですが、既に倉庫として利用されている顛末案件です。元々は田んぼでしたが、先代から引き継いだ時に農地転用が出来ていない事が判り申請をされました。申請地は第3種農地ですので転用は可能と思います。

番号2は甲津畑町で国道421号山上の信号を右折して進行して行くと甲津畑町の集落があり、申請地は集落の奥で山地です。既に庭となっており顛末案件です。元々は田んぼでしたが先代が庭として利用していました。今回、転用申請を提出されました。申請地は第3種農地ですので転用は可能と思います。

番号3建部上中町で平和堂アピアの前の道を愛知川の方に行き、〇〇〇〇〇の手前のカーブのところを右折したところの集落です。平成22年に家族の相続を受けまして宅地になっていると思っていましたが、農地と判りましたので顛末案件です。今回、転用申請を提出されました。申請地は第3種農地ですので転用は可能と思います。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

まず、番号1について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

番号2について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

番号3について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

議 長 特に、ご意見が無いようですので採決に移ります。
本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
つぎに、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」と
関連します議案第4号「事業計画変更承認」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農
地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、
許可することについて意見を求めます。
議案書の6ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。
本件は、小川町で清涼飲料の製造業等を営む法人が、同町地先の農地1筆、
面積2,297平方メートルの土地を売買で取得し、倉庫として利用するために転
用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者はコーヒー等の清涼飲料
を製造されていますが、清涼飲料の需要が年々拡大しており、昨年及び一昨年
と比較し、10%成長していることから、製品の増産を計画されています。この
ことから、これに対応するため、製品のストック場所が必要となり、既存施設
の隣接ということもあることから当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、清涼飲料等の製品を保管するテント倉庫とし
て利用され、一部、珈琲から出る残りカスを利用して燃料として利用するバイ
オマスボイラーとしても利用されます。
土地利用計画図に記載の第1期開発造成工事において、今回転用の用途である
倉庫を建設されます。第2期開発造成工事が行われる土地については、現在、
テント倉庫が2棟建っておりますが、老朽化に伴い解体されます。解体後は、
トラックの待機所及びパレット等を保管する資材置場として利用されます。テ
ント倉庫で保管していました製品については、第1期工事で建設される倉庫及
び既存工場内の倉庫で保管されます。
土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整
地後、アスファルト舗装仕上げとされる計画です。
雨水については、敷地内の側溝を経由し、集水後、西側の水路に放流されます。
申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する既存施設の
面積は約13,867平方メートル、その2分の1は約6,933平方メートルであるの
で許可基準である、拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないも
のに限るという基準において立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、申請地は令和 5 年 12 月 7 日付けで、農振農用地いわゆる青字から白字に除外されております。

また、本案件は、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る 2 月 28 日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

なお、申請地は、都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 2、議案第 4 号事業計画変更の番号 1、一体の一時転用ですので、一括して御説明いたします。

番号 2 について御説明いたします。

本件は、日野町に所在する建築工事及び土木事業を営む法人が、池田町地先の農地 1 筆、面積 1,909 平方メートルの内 776 平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、駐車場として利用するために一時転用の申請があったものです。

なお、本案件は、一時転用の延長による申請であり、本来であれば事業計画変更の案件となりますが、期間が既に満了しているため、改めて農地法第 5 条の申請をされるものです。また、本来、現状復帰すべきであります。農地に復元せずに転用するため顛末書付きの是正申請となっています。

事業計画変更の番号 1 については、1,909 平方メートルの内、残りの 1,133 平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、駐車場として利用するための一時転用の延長の申請となっています。期間としましては、それぞれ令和 7 年 9 月 30 日までとなります。

申請理由及び土地の選定理由については、近隣で建築工事の工期延長に伴い、継続して工事関係車両の駐車場が必要になったため、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、引き続き工事関係者駐車場 32 台分と 51 台分、合計 83 台として利用されます。

土地の造成計画につきましては、土間シートの上に碎石とする計画です。雨水については、自然浸透で処理されます。

申請地は第 2 種農地と判断できますが、一時的な利用に供するものであって、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができないものであり、立地基準上は例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇委員です。

本件は、近江八幡市に所在する土木業を営む法人が、宮川町地先の農地 1 筆、面積 654 平方メートルの土地を売買で取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者は業務の拡大により、竜王町や東近江市での仕事が増え、現場に近い場所に資材置場が必要であるため、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、隣接する農地外の土地を含め資材置場とし、碎石、残土置場等として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を活かし、整地されます。雨水については、敷地内の素掘り水路から、敷地内北側の浸透池へ放流し、地下浸透で

処理されます。

申請地は第2種農地と判断できますが、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、代替性が見込めないことから例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、大津市に居住する者が、永源寺高野町地先の農地1筆、面積42平方メートルの土地を贈与で取得し、庭として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに譲渡人の先代が昭和30年頃から住宅の庭として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由については、申請者は申請地の隣接地の住宅を購入し移住する予定であるが、申請地も住宅の庭として利用していきたいと考え、本申請に至りました。

土地の利用計画については、自宅の庭として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事を行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第2種農地と判断でき、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

また、議案第3号番号1は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。

併せて、委員長から報告を求めます。

21 番

番号1小川町の案件ですが今、見て頂いている写真の左側の建物が事業所です。先ほど、事務局から説明がありましたテント倉庫ですが老朽化のため撤去を行います。今回申請がありました農地を転用し、造成を行い新しい建てられる倉庫と事業所内にある倉庫、外部倉庫に、現在ある倉庫の物を入れられます。今回は開発なので、都市計画課で計画等を提出され同時許可になります。既存の倉庫の場所はすべてフェンスで囲まれています。これは食料品を生産されている工場ため外部からの進入を防止しています。新しい所もされる形の転用申請です。農振農用地の変更も昨年度の12月ぐらいに許可がされていますので既存の施設ときっちりと整備して頂けるので転用は許可相当と思います。

20 番 池田町の案件ですが、隣接で工事をされていて工期が延長されたことに伴いまして一時転用の延長が出来ていないので、工事の延長される令和 7 年 9 月 30 日まで再度 5 条、事業計画変更申請されましたので許可相当と思いました。

宮川町の案件ですが、土地利用計画図を見て頂いて青色の部分は以前に非農地証明で申請され許可が出ています。今回は赤色で囲まれている部分の転用申請が出ています。第 2 種農地であり、代替性がきかないため、転用はやむを得ないと思います。

22 番 番号 4 永源寺高野町で譲渡人の祖父だと思いますが、昭和 30 年頃から庭にしまい、顛末書付きの案件です。場所が第 2 種農地であり集落に接続しており、面積も 42 平方メートルですので特に問題はないと覆います。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

まず、議案第 3 号番号 1 について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

議案第 3 号番号 2 について、及び関連します議案第 4 号番号 1 について何かございませんでしょうか。

15 番 許可申請の議案第 3 号番号 2 番は現況が雑種地で登記が畑になっていますね。議案第 4 号の事業計画変更は変更前の現況が畑で登記が畑。変更後は現況が雑種地で登記が畑になっていますが、議案第 4 号番号 1 は、最初は現況が畑で登記が畑で一時転用。期間が延長されたので、駐車場として利用されるので土を入れて雑種地なので、現況が雑種地で登記は畑のままで延長申請と理解していますがよろしいですか。もともと 1096 番 45 は現況が畑ですよね。議案第 3 号 2 番は地目の現況が雑種地になっていますけど、少し混乱していますので。それと土地利用計画図の赤い線と青い線は 1 筆ですよね。

事務局 赤の部分と青の部分は 1 筆の土地です。

15 番 議案第 4 号の事業計画変更は青の線ですね。増やして令和 7 年 9 月 30 日まで延長したいので、事業計画変更ですよね。現況は雑種地で登記は畑ですね。赤い線は同じ筆なので当初は畑ではなかったのですか。

事務局 5 条と利用計画変更がなにが違うかと言いますと、5 条については一旦、期限が終わってしまして通常畑に戻さないといけませんが事業計画変更が出来ないことになったので顛末書を付けて、雑種地の状態で申請。こちらの事業計画変更は期間内にもう一度変更したいという事なので、一旦戻さなく雑種地の状態で期間を延長します。本来であれば 5 条の現況畑になってないといけませんが顛末、一旦戻さない 5 条申請になっています。

15 番 事業計画変更は 1 回目でなく 2 回目ですか。

- 事務局 1 回目です。期間内に事業計画変更をしたら事業計画変更だけで良いですが、今回の 5 条は期間が終わっているので事業計画変更でなく、雑種地のままで農地に戻さない、顛末でもう一度申請したいとの事です。
- 15 番 議案第 4 号、事業計画変更の青線のところと議案第 3 号の赤線は 1 筆ですけど別々に一時転用として転用しているのですね。赤線は今回顛末書付き初めて一時転用で申請されているのか。
- 事務局 一旦、期間が終わって完了しています。
- 15 番 青色のところが一時転用で、赤色は関係ないでしょ。青色のところを一時転用する時に間違っ、土砂を入れてそのままの状態、議案第 4 条で 1 番で 9 月までするのか。
- 事務局 違います。もともと 5 条の方が先行して上がってしま、申請に期間が終わってしま、本来なら仕上がって農地に戻ってないと駄目でしたが、赤色の方が一旦終わってないと駄目なんですけど、今回は期間が満了していて本来であれば農地に戻してないといけない、ただ業者があとで青色のところ、5 条で提出されたのですが、一体で駐車場利用としてされているのですが、赤色の方が期間が先行して切れていた、事業計画変更でなく、本来であれば一旦農地に戻して 5 条の申請になるのですが、原状復帰せずに顛末の、5 条で、青色の部分は期間内で被せて期間を変更する。新たな 5 条は申請せずに期間の延長で事業計画変更になります。
- 議 長 5 条の一時転用期間を話して貰うと、よくわかるのでは。期間が終わっている日を。
- 15 番 青色も赤色も 1 筆なので一時転用の始まりのスタートは全部一時転用ですね。
- 事務局 違います。別々です。先行して赤色を駐車場として。残りは畑でした。あとで面性が足りない、青色の部分を事業計画変更されました。
- 15 番 分かりました。
- 議 長 みなさん理解して頂きました。赤色の部分が一時転用期間が切れて放置していたので顛末案件として提出されたので、切れた日を言って貰えると良くわかる。
- 事務局 令和 7 年 1 月末になっています。
- 議 長 赤色の方は令和 7 年 1 月末で一時転用期間が切れている、今回改めて顛末案件として出されたという事でご理解頂きたい。
- それでよろしいでしょうか。
この件について他、ご意見はありますか。
よろしいでしょうか。

議案第3号、番号3について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

議案第3号、番号4について何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

議長 特に、ご意見が無いようですので採決に移ります。
議案第3号及び、関連します議案第4号を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明書交付申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号非農地証明書交付申請について、東近江市非農地証明事務取扱要領に基づき、次のとおり申請があったので、証明書を交付することについて意見を求めます。
議案書の8ページをご覧ください。
非農地証明とは、農地法が制定された昭和27年10月以前から農地でない場合や20年以上経過した自然林の場合、登記上農地であっても非農地であると証明するものです。
番号1について御説明いたします。
本件の申請人は、大津市に居住する者で申請地は、池庄町地先の農地1筆、面積327平方メートルの土地です。
申請地については、平成10年頃から耕作をされず、山林化が進行する結果となりました。
また、平成7年時点で当時の写真から非農地化していると判断され、耕作放棄後20年以上が経過しているもので、森林に囲まれていた状況から容易に農地への復元も困難であると考えられます。
現況写真からも、農地として利用される可能性がないものにあたると見込まれ、また、事務取扱要領第7条に基づき現地調査を行ったところ、現況は自然林等でありました。
なお、地元自治会長の署名、押印した「事実証明書」も添付を頂いております。
担当農業委員は、〇〇〇委員です。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

22番 場所ですが、湖東地区横溝町のコンビニがあって湖東支所に行く道中を右折したところにあります。登記は田んぼでしたが、現地を確認したところ森であり、森林化してしまっていて、所有者の方も平成10年ぐらいから耕作をされていないという事で、27年間はなにもされていないという事でこのような状況になって来ました。耕作されない状況から20年経過する物については非農地判断をするので非農地証明をするのは可能です。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

本案について何かご意見はございますか。
採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第 6 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。

なお、本議案につきまして関係者に〇〇〇〇委員がおられます。
農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お世話になっております。農業水産課の〇〇です。本日は、よろしくお願い致します。

本議案に入る前にお詫び申し上げます。東近江市農用地利用集積計画（案）表紙の利用権設定にあります、期間 5 年未満及び合計の箇所に訂正がありましたので、お手元にある東近江市農用地利用集積計画（案）表紙に差し替えをなにとぞよろしくお願い致します。

それでは、議案第 6 号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

通常であれば、毎月月末に公告をしていますが、地域計画との兼ね合いにより、今回は令和 7 年 3 月 27 日に農用地利用集積計画の公告を予定しております。
なお、この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることになります。

今回の所有権移転は 1 件 1 筆 187 平方メートル、利用権設定は 22 件 45 筆 83, 443 平方メートルです。
設定を受ける認定農業者は 7 名で 17 筆 28, 103 平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は 34 パーセントです。

まず、議案書の 1 ページが所有権移転で、2 ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1 ページ番号 1 の所有権を移転する農地は鯉江町の 1 筆であり、

100,000円を対価として売買により令和7年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は鯉江町に居住する者で、移転を受ける者は上岸本町に居住する者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、2ページから13ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ここで審議に入ります前に〇〇〇〇委員には農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何かご意見はございますか。
採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）
全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入室・着席をお願いします。

次に、議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。
また、本議案につきまして関係者に、〇〇〇委員がおられます。
農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号農用地利用集積等促進計画（案）を説明いたします。
県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。
なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定および所有権移転は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。
本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書 1 ページ目をご覧ください。
こちらは所有権移転について、左側に農地中間管理機構に所有権移転の移転をする者、右側に農地中間管理機構から所有権移転の移転を受ける者を記載しています。
つづきまして、議案書 2 ページ目から 9 ページ目をご覧ください。
農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。
最後に、10 ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。
今回、143筆、323,359.22平方メートルの利用権、2筆1,108平方メートルの所有権移転を設定いたします。
また、県の公告日は令和 7 年 4 月末を予定しています。
説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ここで審議に入ります前に〇〇〇委員には農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何かご意見はございますか。

31 番 農業経営基盤強化促進法は今回で終わりですか。

事務局 今回で終わりになりますので、次からは、議案第 7 号農用地利用集積等促進計画の方だけになります。

議 長 他ご意見よろしいでしょうか。
採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇委員の入室・着席をお願いします。

次に、議案第 8 号「東近江市農業振興地域整備計画の一部変更」について議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 本議案は、農業振興地域整備計画の一部変更に対する意見を農業委員会に求めるための議案となります。まず、案件ごとに農振除外の概要につきまして農業水産課の〇〇係長が説明いたします。その後続きまして、私の方から農地転用の見込みと意見の（案）を説明いたします。なお、本議案は農振除外の議案でありまして除外後の運用等に関してはその都度、月例総会でご審議頂きく事になりますのでご理解をお願い致します。

それでは番号1から説明致します。

農業水産課の〇〇と申し上げます。

本日は令和6年10月に受付しました、農業振興地域整備計画の変更申出5件について、農振法施行規則の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くものです。それでは各案件について説明致します。

1 件目について説明いたします。

申出者は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。

申出地は下二俣町〇〇〇〇番の一部です。

申出面積は 153.72 平方メートルです。

申出目的は農家住宅です。

申出地の向かいの家に居住する申出者が、家族の成長に伴い新たな住宅が必要となり申出されたものです。

黄色の着色部分が現在の住居、赤枠部分が申出地です。申出地の右側にあります紫色の部分は農業用施設としてガレージが建っています。

申出者の〇〇〇さんは、〇〇さんの次男です。現在の住居では、〇〇さん夫婦と、長男の一家4名、次男の〇〇さんの7名で生活されていますが、長男一家の子供たちの成長に伴い、住居が手狭となってきたことから、〇〇さん夫婦と〇〇さんの3人が住むための住宅を計画したものです。〇〇さんが農家であることから農家住宅となります。また〇〇さんも将来的に農業を継ぐ予定をしています。

こちらが土地利用計画図です。ガレージ付きの農家住宅を建築されます。

前面の道路が狭いため、道路後退が発生します。

道路後退分を引きますと、敷地面積は146.97平方メートルと住宅として最低限の敷地設定となっています。

こちらが現況の写真です。

農地としましては、過去にはほ場整備の対象となっていますが、事業完了後８年が経過しています。

集落内に残っている畑地であり、他の農地とのつながりもないことから、周辺農業への影響もありません。地域計画においても10年後の計画には入っていない農地です。

当該農地は、農振除外になると 周辺が宅地化している区域の農地であって、第3種農地と判断される5条転用案件です。

転用につきましての「立地基準上」は許可できること。

また、一般基準においても転用の確実性があり、周辺農地への営農条件の支障はなく転用許可の見込みはあることから農振除外はやむを得ないと判断します。

2件目について説明します。

申出者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

申出地は沖野5丁目〇〇〇番〇、〇〇〇番〇です。

除外申出面積は 1,891 平方メートルです。

申出目的は資材置場です。

設備工事業を営む申出者が、既存の資材置場が手狭となったことから、追加の資材置場を必要として申出されたものです。なお、前年にも隣地の除外を行っ

ています。

黄色着色部分が現在の敷地、赤枠部分が今回の申出地となります。青色の枠で囲っている箇所は前年の除外地です。

除外申請の左上の部分に一部青地が残ることとなります。こちらは、その奥にあります住宅が敷地の一部として利用していることから、今回の計画には含めることができなかったものです。今後、全体見直しの際に除外することになります。

こちらが土地利用計画図です。既存敷地と一体で資材置場として利用します。今回の除外地に囲まれる形で白地農地がありますが、こちらも一体で利用されます。小屋が建っていますが、こちらもそのまま利用する計画です。

こちらが現況の写真です。

農地としましては、過去に土地改良事業の対象となっておらず、市街化区域に隣接し、住宅地に隣接した耕作放棄地となっています。また地域計画からも外れています。

今回のこの案件の除外要件については、通常と要件が異なっております。

通常は一般除外としまして除外の必要性や代替性がないこと等を要件として審査していますが、元々青地に設定する要件が農振法第10条第3項で定められています。画面の1～5までの要件で、内容としましては10ヘクタールを超える集団農用地である場合、土地改良事業の対象となったもの、土地改良事業によってできた施設用地であること、農業用施設用地で2ヘクタールを超える大きさのもの、地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地の5点です。特に1の集団農地の一部であること、及び2の土地改良事業の対象地であることが主な理由となります。

これらの要件いずれかに当てはまる場合は原則農用地区域に含める必要がありますが、逆に全ての要件が該当しない場合は農用地区域から除外することとなっています。

本案件については、1 集団的農用地と分断されている、2 一度も土地改良事業の対象となっていない、3 土地改良施設用地ではない、4 農業用施設ではない、また5 市街化区域に隣接する耕作放棄地であり、周辺の開発が進み交通量等も増えていることから農業に不向きな環境となっているため、農業振興を図る上で農用地に含める必要がある土地ではないと考えられることから、農用地区域に含める要件から外れており、除外はやむを得ないと判断しています。

当該農地は、農振除外になると団地の規模がおおむね10アール未満であり住宅公共施設等が連たんした区域に近接した第2種農地と判断される5条転用案件です。

転用につきましての「立地基準」は、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

また、一般基準においても転用の確実性があり、周辺農地への営農条件の支障はなく、転用許可の見込みはあることから農振除外はやむを得ないと判断します。

当該農地は、農振除外になると団地の規模がおおむね10アール未満であり住宅公共施設等が連たんした区域に近接した第2種農地と判断される5条転用案件です。

転用につきましての「立地基準」は、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。
また、一般基準においても転用の確実性があり、周辺農地への営農条件の支障はなく、転用許可の見込みはあることから農振除外はやむを得ないと判断します。

3 件目について説明します。

申出者は〇〇〇さんです。

申出地は種町〇〇〇〇番〇です。

除外申出面積は 64 平方メートルです。

申出目的は農家住宅の増築です。

申出者は申出地の隣にある 2 階建ての自宅で、夫婦 2 人で生活をしていますが、加齢によって 2 階と上り下りをするのが難しくなったことから、1 階で生活を完結させるため寝室を増築する計画の申出をされました。

黄色着色部分が既存敷地、赤枠部分が今回の申出地です。

南側の白地の畑も申出者の土地ですが、現在の住居の玄関方向になり、増築が難しいこと、自身で今後も耕作を続ける意向があることから、申出地を選定しています。

こちらが土地利用計画図です。

現在の住宅の 1 階部分に寝室を増築する計画です。

申出地は住宅の敷地内にある畑で、隣接する田とは分断されており、周辺農地への影響はありません。

こちらが現況の写真です。

青地の農地ですが、写真のとおり住宅敷地の一部で、家庭菜園等に利用されてきました。

農地としては過去には場整備事業が行われている第 1 種農地ですが、土地改良事業完了後 8 年経過しています。

当該農地は、農振除外になると良好な営農条件を備えている 第 1 種農地と判断される 5 条転用案件です。

転用につきましての「立地基準」は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして転用許可出来ること。

また、一般基準においても転用の確実性があり、周辺農地への営農条件の支障はなく転用許可の見込みはあることから農振除外はやむを得ないと判断します。

4 件目について説明します。

申出者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

申出地は神郷町〇〇〇番外〇〇筆です。

除外申出面積は 10,464 平方メートルです。

土地利用目的は駐車場です。

申出地の隣地で製造業を営む申出者が、敷地の一部が県道の新設によって収用されることから、その代替地及び敷地拡大のために申出されたものです。

黄色着色部分が既存敷地、赤枠部分が今回の申出地となります。

赤色の点線部分が県道の予定地です。

青色で囲っています部分約 3,000 平方メートルが収用により敷地減となります。敷地内は既に手狭な状態となっており、事業拡大のため敷地拡大を検討していたところに、県道敷設による収用が重なり、今回の申出になりました。こちらは県道の敷設予定線のイメージ図です。申出者の敷地の緑地部分を通ることになります。令和 7 年着工、令和 8 年開通の予定となっています。こちらが土地利用計画図です。

普通自動車174台と、10トントラック10台の駐車スペースを計画しています。現在は敷地内に駐車場がありますが、今後の事業拡大により従業員や来客者、トラックの台数が増えることから、今回の申出地に駐車場を設けるものです。こちらが現況の写真です。

農地としましては、過去には場整備等の土地改良事業は行われておりませんが、集団農地の一部として第 1 種農地となります。

1 ヘクタールを超える大規模な案件ですが、申出者から地元へ説明を行っています。

当該農地は、農振除外になると良好な営農条件を備えている 第 1 種農地と判断される 5 条転用案件です。

転用につきましての「立地条件」は、既存施設の拡張であり転用許可出来ること。また、一般基準においても転用の確実性があり、周辺農地への営農条件の支障はなく転用許可の見込みはあることから農振除外はやむを得ないと判断します。

5 件目は〇〇〇〇〇〇〇からの編入申出です。

赤枠部分の農地について、現状は白地ですが、県営土地改良事業愛東外地区の受益地になります。土地改良事業の受益地については原則農用地区域に含める必要があることから、農用地区域へ編入します。

土地改良事業によるもので、当該農地の農用地区域編入は適当と判断します。以上、事務局の意見としましては、番号 1 から番号 5 につきまして、農地利用計画の変更は止むを得ないと判断します。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。

15 番 番号 4 ですが、新しい県道が出来るので代替地として、今回 10,464 平方メートルを〇〇〇〇〇〇さんがされるのですが、今年自治会長もしていますので色々な話し合いに参加させて貰っているのですが、地元としては別に議論は無いので良いのですが、ただ、折り合いがついていないですよ。8 日にありまして地主の方は売ることには問題が無い。ただ、折り合いがついていない。一応大きな規模ですので、そのあたり地主と〇〇〇〇〇〇さんとの間で詰めが出来ていないのに農振除外の話だけが進むのは良いのか。

事務局 今回 10 月に申出されているのですが、申請人の方からは青地から白地への同意を貰えているので、今回、その同意に基づいて進めておりまして、売買の細かいところは関与しないのですが、青地から白地の同意を得られている話なので

除外の話を進めています。もし、所有者の方と話が合わない、転用が出来ないという話になればその時は止めて貰う話になると思いますけど、正直私もびっくりしています。基本的には地元と話は出来ているとの事で動いています。

15 番 農振除外の話はついています。ただ最終的に〇〇〇〇〇〇さんが事業用として駐車場として利用することには問題はないですけど、一昨日に初めて〇〇〇〇〇〇さんが色々な意思表示をされました。それで折り合いがついていないので、ひょっとしたら駄目だと土地の所有者が白地なっても青地にでもどちらでも良いのですが売買に関して駄目だとなる可能性があるのかもわからないのです。それでも問題はないのですね。

事務局 今回、一般条例の要件で進めておりますので土地所有者の同意が取れないと、そもそも除外する意味が無くなってしまいますので、将来的に駐車場が出来ないとわかりましたら除外についてはストップとなります。

15 番 これから県に順番に上がっていくのですが、最終的に農振除外は1年ぐらいかかりますか。

事務局 順調にいけば、6月、7月に除外が完了します。

15 番 秋ぐらいには農業委員会で転用ですね。

事務局 除外出来ていれば。

議 長 他ありませんか。

7 番 今の変更は事業が確定してなければ出来ませんよね。駐車場が来るという事で農振除外をする。地元で出来なかったら青地からの変更はなくなる。事業がはっきりした時に変更が出来る。それも1年かかる流れだと思うので、今地元の方がハッキリしないと青地から白地には出来ないと思います。

事務局 今回、県道がかかるという事で〇〇〇〇〇〇さんの土地が減るので、今回申出をされています。〇〇〇〇〇〇さんも時期的には間に合わないで申出されているんですけど今回、土地所有者の方から最終的に同意が得られなければ、今回は青地から白地の話については止まります。

議 長 今、農業委員会に意見を求められているので、この状況で同意が出来るかどうかみなさん懸念されていると思います。農業委員会の権限として、これだけ意見が出ているのに同意出来るか、それだけ聞きたい。

事務局 今回、所有者の方の同意は基本的に得られていると前提で話を進めていたんですけど、今のお話ですと地元の方で話がまとまっていないという事でしたので、土地所有者の同意が得られなかった場合は、除外する意味が無くなってしまいます。今回の案件上げさせて頂いていますけど採決を頂いても、後々除外出来なくなる可能性がありますので、番号4については、議案から取り下げをしたいと思います。

議 長 今回、採決せず、議案を取り下げるという事ですか。

事務局 今のお話ですと、所有者の方の同意が得られていないのがわかりましたので、今の段階で採決を頂いても、あとで話が変わってしまう可能性がありますので。

議 長 県は期限的なことがあるので、例えば次の4月で間に合うのか。

事務局 除外につきましては、〇〇〇〇〇〇さんの土地取得スケジュールもありますが、市としては来月してもスケジュールに問題はありませんので議案を取り下げたいと思います。

議 長 今回この案件は取り下げ。

事務局 番号4だけ別扱いでお願いします。

議 長 番号4だけの議案ですね。

6 番 番号5の愛東外町についてお聞きします。土地改良事業に伴う編入ということで、この4筆について県営土地改良事業に伴う編入という事ですが、この土地改良事業は石綿管工事のことでしょうか。この4筆については、この工事の時にさらにほ場にしたということで、追加されるということで所有者、耕作者はわかりますか。

事務局 所有者の方のお名前によろしいか。

6 番 ここの集落は法人と個人の2者でされていると思いますので、面積が増えるのでよろしいですけど、わかれば法人でされるのか〇〇さんがされるのか知りたいです。

事務局 今の4筆につきましては耕作者の方は農事組合法人〇〇〇〇〇〇と、なっています。

6 番 この4筆は新たにほ場になったのか、ここが抜けたのか

事務局 もともと田であったのですが、白地になっていたので、今回ほ場整備に合わせて農用地区域へ編入なります。

6 番 白地から青地になったんですね。わかりました。

議 長 よろしいですか。

32 番 番号4ですけど、地権者の方の同意はしているのでは、なかったのですか。

事務局 申請された際に、土地所有者全員の同意は頂いています。

32 番 それは、除外するだけの同意ですか。

事務局 はい。

32 番 その後、話が違ってきているので止まっている状況ですか。

15 番 去年の 10 月でしたよね。農振除外は年 2 回しか出来ませんので、業者も 11 月とかその頃に地元に説明して細部まで詰めて全て含めて了解を得てから、今回になると思うのですが、10 月の段階で何にも地元に話が出来ていないのです。当然、白地にすることは全員同意しています。最終的に詰めが出来ていないのです。10 月〇〇〇〇〇〇さんが申請されている。その後すぐに土地の所有者に対して話を早く進めて了解を取って、今回の農振除外の手続きと思います。そういった意味で同意をしていないと発言しました。

議 長 同意そのものが農振除外だけではなしに地権者の同意も含めて同意であることが、どうも不明確なっているようですので事務局の方で 5 件の案件、特に番号 4 の案件をどうするのか、もう一度みなさんに説明をして頂きたいと思います。それでみなさんに採決を取りたいと思います。

事務局 今回のお話で転用が出来ないような可能性がありますので、番号 4 は議案から取り下げさせて頂きまして、残りの番号 1 から 3、5 のご審議をよろしくお願いします。

32 番 今の件と関係しますけど、私のところも昨年、業者さんから農振除外の案件がありまして、その時にも〇〇さんとお話をさせて頂きまして、その時に自治会に確認書が行っていないと、農業組合長及びまるごとの役員さんと土地改良区。土地改良区で来たので自治会知っているのか。その後、集落の役員さんと話して進んでいますけど、今は自治会の方に確認されているのでしょうか。

事務局 去年ご指摘頂きまして、個人の家などについては求めていませんが、今回の〇〇町みたいな規模が大きなものについては求めています。

議 長 他にご意見よろしいでしょうか。
それでは事務局から申し出がありましたとおり番号 4 の件については、議案から取り下げをすると言うことで、その上で番号 1、2、3 それから 5 につきまして採決を求めたいと思います。
よろしいでしょうか。

はい。

採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第 1 号から第 5 号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第 1 号、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告」について説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。

番号1番、今崎町の農業用倉庫の案件、番号2番、東沖野二丁目の貸し駐車場の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。

議案書13ページ、14ページをご覧ください。

番号1中野町の住宅敷地の案件から番号4中野町の分譲宅地の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に報告第3号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」説明いたします。議案書15ページをご覧ください。

番号1今代町、番号2大沢町、番号3大沢町の案件について、転用の目的を農業用倉庫とする届出がありました。いずれも農地法第4条の許可を要しない2アール未満の農業用施設に係る転用であり、届出書の添付書類も含めて完備していることを確認し、事務局長専決で受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書16ページから19ページをご覧ください。

番号1から番号23まで、全て相続により所有権を取得された農地法第3条の許可を要しないもので、事務局長の専決により受理通知を交付しております。届出人の「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

次に、報告第5号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。議案書の20ページから25ページをご覧ください。

賃貸借権の合意解約につきましては、20ページから23ページに記載の1番から17番までです。

また、使用貸借の合意解約につきましては、24ページ、25ページに記載の1番から6番までです。

合意解約内容につきましては議案書記載のとおりです。

以上、事務局長専決案件の報告とさせていただきます

議 長

事務局の報告が終わりました。

報告第1号から第5号について何かご質問はございますか。

これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。

これをもって令和6年度第12回（3月期）月例総会を終了いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

6 番

7 番